

- (1) この常任執行委員会は臨時常任執行委員会の統制の下に、
候補地帯の選挙対策委員会を設け、立候補地の運動に率領し
得べき常任執行委員、執行委員その他経験ある有能なる運動分
子、他府縣より応援に来たる経験ある有能なる同志を以て構成す。
この選挙正専属の選挙対策委員会の下に対策委員の各自が次の
各係に分属する。
- (a) 財政係
- (b) 労士係
- (c) 情報係
- (d) 言論戦隊（労士團）
- (e) 自衛隊
- (f) 糾察隊を組織する。
- (g) 法定運動組織
以上の定としての選挙対策組織の外に候補者に専属する法定運
動組織を持つ。法定運動員と選挙対策委員とは兼任の場合多し。
法定運動員は各自が係に分属する
- (d)(c)(b)(a) 選挙事務局長を中心として事務係
会場係
労士係
ビラ係

(4) 情報係
但し廣い地域の場合には特別の係に専属せしめて、地域的に馬
車の任務に従ふ運動員ありまし

二、活動方針

- (1) 本部
- (1) 本部選挙対策委員会は常任委員会が統制の下に
 - (2) 選挙せざる地方と選挙せざる地方の闘争の統一的指導
 - (3) 全国約制連終
 - (4) 本部遊説隊の適当有效なる編成派遣
 - (5) 時々刻々の運動に對する注意批判指令
 - (6) 暴露資料の提供の爲めり活動
 - (7) 各地の運動の経験の交換
 - (8) 全国各縣團の上に立つて、闘争の轻重を認識しての適宜なる方
針の樹立等の爲めり活動
- (2) 立候補せざる地方

(1) 立候補せざる地方に於ては党の恒常組織を益々確立し、ビラ、
座談会、時局批判、選挙批判、演説会等に於て前に規定せる状
等の諸任務の遂行の爲めに戦ふ